



独立行政法人 労働政策研究・研修機構
The Japan Institute for Labour Policy and Training

参考資料

2025年11月18日
地域生活維持政策小委員会

地域のエッセンシャルサービスの担い手 ：労働者協同組合の可能性

労働政策研究・研修機構
理事／統括研究員 小野晶子

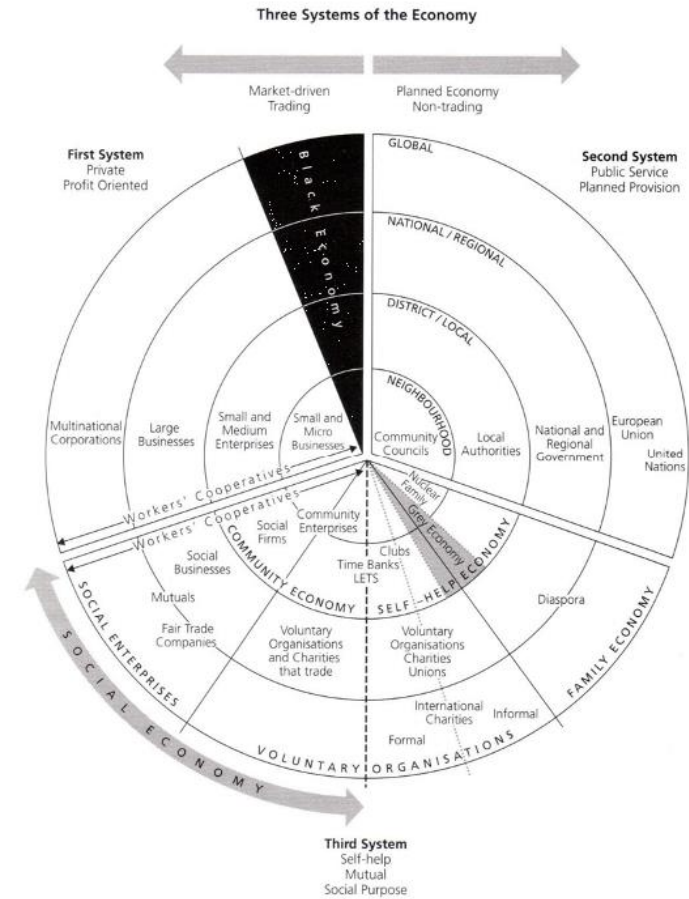
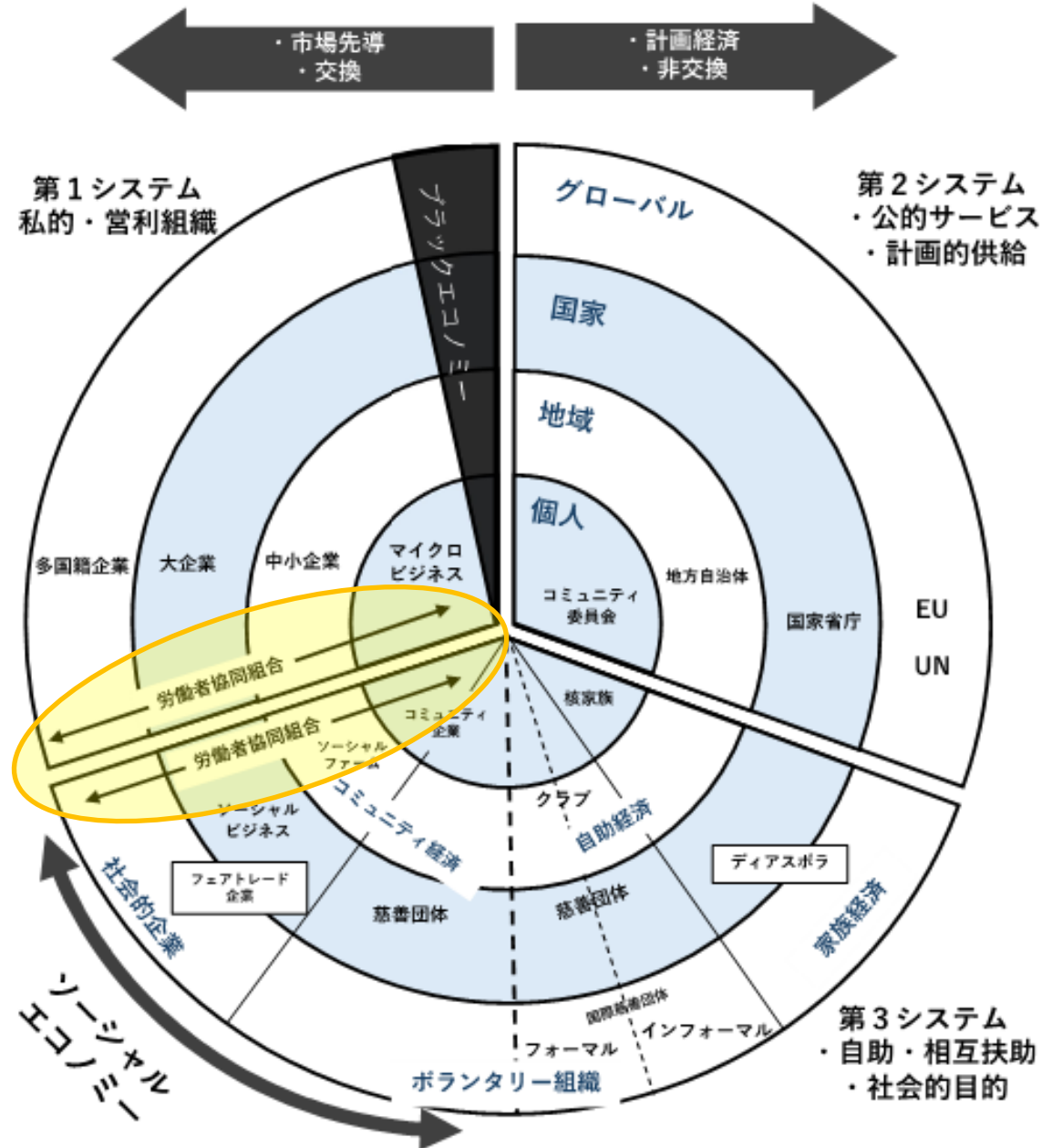
◆労働者協同組合(労協)とは

- 海外では、Labour co-operatives、Worker cooperativesと呼ばれる。さまざまな協同組合(Association)の一形態。
- 「協同労働」の理念に基づく。経営者(出資者)が労働者(組合員)でもある。
- 労働者間の話し合いによる合意形成により経営方針等が決定される。フラットな組織形態、民主主義の理念に基づく。
- 歴史は古い。産業革命後の貧困、労働運動から労協組織が誕生。協同組合の法制化(19世紀末欧州)。
- 1970年代の不況下、大陸ヨーロッパで協同組合運動が活発化:「社会的経済」理念、雇用救済事業・・・モンドラゴン、レガ等の大型労協興隆。
- 現在:主に欧州の国際機関(OECD等)を中心に、「社会的連帯経済」(Social and Solidarity Economy; SSE)の推進
- 日本では、ワーカーズコープ、ワーカーズ・コレクティブと呼ばれる2つの連合会が有名。

◆日本の労働者協同組合法(労協法)について

- 議員立法により全会一致で令和2年12月成立・公布、令和4年10月施行
- 2000年代より3度にわたり立法化を試みるも、国会提出に至らずという混迷の時代あり
- 「多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。」(第一章総則(目的)第一条より)
- 出資原則、意見反映原則、従事原則の3原則
- 労働者は労働関係法規適用(労働契約締結義務) → 日本独自
- 現在約170団体

ソーシャル・エコノミーの概念図(RIPESS,2015)



RIPESS (2015) *Global Vision for a Social Solidarity Economy: Convergences and Differences in Concepts, Definitions and Frameworks*

https://www.ripest.org/wp-content/uploads/2017/08/RIPESS_Vision-Global_EN.pdf#page=11

左図は、上記出典を翻訳 (JILPT生涯キャリア研究会資料)

- ① 兼業・副業、パラレルキャリアで働く
 - ・ 新規に設立された労協で働く人達は、本業を持ちながら、兼業・副業、パラレルキャリアで働いている。
- ② 地域活動を事業化する
 - ・ 地域の社会問題を事業化し、運営している。
- ③ フリーランスのプラットフォームになる
 - ・ 現代的な働き方であるフリーランスが集まって、集団的な新しい働き方をしている。
- ④ 高齢者の生きがい就労の場になる
 - ・ 意見反映が生きがいにつながる。地域包括センターを通じて地域とつながる。
- ⑤ 事業を継承する(ワーカーズバイアウト:日本ではまだ事例はない)
 - ・ 企業倒産等の経営危機の際に労働者が労協を作って事業を継承する。
 - ・ 地域で必要な施設や機能を継承する。

◆立上げの共通性

- 高齢化過疎化が進み、地域の荒廃に直面している。共助の担い手不足。町内会、ボランティアに頼れない。
- 若年、中年層(20～40歳代)が中心になっている
- 外者(Iターン移住者)と地元のキーマンが仲間となって立ち上げる
- 自営業、フリーランス、兼業・副業で行う(本業にすることは考えていない)

◆事業の特徴－地域の課題解決

- 少子高齢化→過疎地輸送、子ども・高齢者への配食サービス、草刈り等軽作業
- 未利用産品、未利用施設→未利用の地元産品を加工販売して地域経済に貢献、空き家管理、廃校利用
- 不法投棄の多い荒廃山林→開拓・整備してキャンプ場

◆地域に溶け込む組織－合意形成の重要性

- 地域の人を巻き込む形で結成され合意形成が基本となるため、組織と地元のハレーションが少ない
- フラットな組織形態が、平等な活動につながる。組合員が変わっても、地域での合意形成が成り立っていれば、事業や理念が次世代に引き継がれていく可能性が高い

事業を継承する(ワーカーズバイアウト)

◆ワーカーズバイアウト(WBO)とは

- 経営危機に直面した企業の労働者がその企業を買い取り、労働者協同組合等の組織で再構築すること。日本では労働者協同組合での前例はない。

◆イタリアのWBO(※日本総研「協同労働研究会」での田中夏子氏の報告より)

- 1979年制定、2001年改正のマルコーラ法によりWBOを法的に支援。
- 協同組合や労働組合、地方自治体が連携し、資金調達や運営支援を行う体制が整っている。
- バイアウトにかかる資金:組合員となる労働者が失業手当(前倒し支給)から出資する。それと同額の支援資金をCoopfound(協同組合の基金)、協同組合の金融機関、相互信用システム等から工面する。
- 数は多くはないが、協同組合運動が強い地域(エミリア・ロマーニャ州やトスカーナ州等)でみられる。
- 労働者と協同組合を橋渡しする労働組合が大きな役割を担う。WBO後の労働者の自主的管理と経営を安定させるには労協連合会組織が伴走型支援が必須。

◆アメリカの2018年連邦法「メインストリート従業員所有法(Main Street Employee Ownership Act)」:WBOを支援する法律

◆アルゼンチンの「回復企業(empresas recuperadas)」:大規模な経済危機の際、倒産企業を労働者が協同組合化して再生。製造業やサービス業など幅広い分野で展開されている。

- Katherine Sobering *"The people's Hotel: Working for Justice in Argentina"* Duke University Press Durham and London 2022. (アルゼンチン・ブエノスアイレスのホテルが、2002年の経済危機の際、労働者協同組合として再生した経緯を描いている。)

◆地域における労働者協同組合の可能性

- 社会的課題の解決をボランティアでなく、採算事業化する新しい視点
- 労協の理念、フラットな組織→意見反映と合意形成がもたらす、会社組織とは違う新しいガバナンス方法
- 副業・兼業、パラレルキャリアで補完的に働く
- 高齢者の生きがい就労で地域、社会、人とつながる
- 地域で必要な事業を継承していく

◆政策的課題

- 資金調達問題：立上げ時、資金がショートする。低金利融資等の資金サポート、市町村助成金、補助金、連合会での貸付けや社会的金融機関の必要性。
- 地域で身近な連携できるサポート、立上げや運営ノウハウの伝授が必要。市町村との連携が必要。(ただし労協の管轄は都道府県)
- 「地域協同プラットフォーム」を地域の中での信頼できるネットワークとしていくか。地域住民と密接に関わる信用できる組織(地域包括センター等)が橋渡し機能を担い、労協がその中の一員として地域の事業を担うのは理想的。
- まず周知広報。労協を広く知ってもらう必要がある。
(厚労省「知りたい！労働者協同組合法」<https://www.roukyouhou.mhlw.go.jp/>)